

令和8年4月8日

## 欠席した場合の学校給食の取扱いについて

### 1 出席停止になった時

学校感染症で医師の診断等により登校を停止した場合。

学校感染症の例  
おたふくかぜ、水ぼうそう、  
はしか、風しん、インフルエンザ、  
感染性胃腸炎 新型コロナウイルス感染症等

### 2 長期欠席

連続3日以上欠席する場合。(土曜日・日曜日・祝日を除いた連続3日以上欠席)

以上の場合、できるだけ早く、担任まで文書か電話で連絡してください。担任が折り返し規定の用紙をお渡ししますので、必要事項を記入し、後日担任へ提出してください。

※連絡をいただいた当日、翌日及び翌々日については物品の納入を変更することができませんので、差し引き対象となるのは連絡をいただいた日から 計算して**3日後の給食分から(土曜日・日曜日・祝日を除く)**となります。

(例)

- ・月曜日に連絡をいただいた場合、木曜日の給食から差し引き対象となります。
- ・木曜日に連絡をいただいた場合、翌週火曜日の給食から差し引き対象となります。

- ・連絡は午後4時までをお願いします(午後4時以降の連絡については、翌日扱いとなります)。

給食を再開する場合も、登校する **3日前(土曜日・日曜日・祝日を除く)の午後4時** までに、担任まで連絡をお願いします(連絡がないと、給食が用意できませんので、ご家庭でご用意をお願いします)。